

天正十九年高野山領検地帳記載の「かわた」について

——紀伊国那賀郡調月村検地帳の分析——

寺 木 伸 明

はじめに

近世の高野山領には、二地区の近世被差別部落（「かわた」⁽¹⁾、「穢多」⁽²⁾身分の人々の居住地）があった。一つは、紀伊国伊都郡平沼田村（現在、和歌山県伊都郡かつらぎ町）の中に、もう一つは同国那賀郡調月村（同県那賀郡桃山町）の中に存在した。両村の、天正十九年（一五九一）の検地帳が残っている。その両方の帳簿に「かわた」の記載が見える。前者については、「皮張村・平沼田村検地帳」として、すでに翻刻されている⁽³⁾。

本稿でとりあげるのは、後者の、未翻刻の調月村の検地帳である。現在、原本は高野山霊宝館に所蔵されている。この検地帳については、後述するように、すでに渡辺 廣⁽⁴⁾・三浦圭一⁽⁵⁾の両氏がとりあげている。ここで、再度、分析対象とするのは、最初にとりあげられた渡辺 廣氏の分析に誤読も含め大きな問題があるからであり、三浦氏もその点については触れていないからである。

一 近世の紀伊国那賀郡調月村内の「かわた」の状況

紀伊国那賀郡調月村は、紀ノ川と貴志川とが合流する地点の近く、紀ノ川南岸側、貴志川右岸に位置していた。その村高は、天保の郷帳によると一一九八石八斗四升八合二勺五才であった⁽⁴⁾。明治二年(一八六九)の時点では、南・北調月村九二四石五斗四升四合八勺五才、調月城組二七四石三斗三合四勺、計一一九八石八斗四升八合二勺五才であった⁽⁵⁾。

近世の領主は前述のように、高野山であった。近世の高野山は、学侶領九二六二石、聖領二〇〇石、行人領八五八〇石、修理領三三六八石、計二万一四一〇石を領していた⁽⁶⁾。調月村は、修理領に属していた。

天保一〇年(一八三九)に完成をみた『紀伊統風土記』には、調月村の「小名」として「銚子口 城壇 添田皮田」と記されている。村高は、一二一五石三斗五升二合二勺八才、家数一九五軒、人数九一五人とある。「添田」については、末尾に「本村の良うしろにあり、皮田なり、寺一箇寺あり、教了寺といふ、浄土真宗西派なり」と記されている⁽⁷⁾。「皮田」の家数や人数は記されていない。弘化四年(一八四七)に本居内遠が完成した「賤者考」でも、「高野領調月村のうち添田皮田等あり」と記されているのみである⁽⁸⁾。

教了寺所蔵の、西本願寺本如の花押のある文化六年(一八〇九)の「本朝高僧図像」に、すでに教了寺と記され、本堂梵鐘には寛政九年(一七九七)の銘があることから、同寺の創建は、それより以前のことと考えられる。撰津富田(現大阪府高槻市)の本照寺の末寺であった。

この「添田皮田」の由緒について、地元ではかつて城の壇(地区のすぐ裏の丘陵地)に城を構えていたとされる中家(当地の土豪)の家来で、厩番うまやをしていたと伝えている。また、紀ノ川筋の名手(現在、那賀町)の方からと、

紀南および泉南の鳴滝（大阪府泉南市）の方から移住してきたとも伝えていて、その由来については、いまのところ不明である。

二 天正十九年紀伊国那賀郡調月村検地帳の分析

検地帳の表紙は次のようになっている。

上紙共二六十枚

天正十九年

覚右衛門尉

紀州南賀郡調月村御検地帳

式帳ノ内第壱

一 二 三 四 五 六 七 九月二十五日

与市郎

豊臣政権のもとで約二万石ほどを与えられた高野山も、天正十九年（一五九一）に、いわゆる太閤検地を実施したのであろう。高野山領の検地について、渡辺 廣氏は、次のように指摘している。「高野山の検地帳は、非常におおざっぱな検地帳であって、はつきりいって、一筆の数え方がはたして事実を反映しているかどうかはわからない。その形式は、中世の検注帳に割合に似ている。もちろん、土地の所持者に関する記載は、検注帳とはずいぶん違っているが、面積の数え方などは、検注帳とかなり似ている。五歩・十歩といった五の倍数になっているからである。高野山領は、いうまでもなく、領主が中世からずっと続いているところである。それで、中世的なものもかなり残存しているのではないかと思う。」⁽⁹⁾と。

たしかに調月村の検地帳も、字名がかなり落ちていて杜撰である。ただし、面積は、五の倍数になっているものもあるが、多くはそうはなっていない。総名請人は、三〇八人に達し、その総所持高は一二四六石三斗六升五合となっている。

そのうち四三％にあたる五三六石四斗六升は、畑地からとれる大豆であった。同村は村高一〇〇〇石をこえる大村であったが、畑地がかなり多い村柄であった。

名請人三〇八人のうち、屋敷地を所持していた人が七三人であった。これは、全名請人の二三・七％である。

名請人の名前欄や肩書欄には、村名や「かわた」の他に、「かちや」（鍛冶屋）「神主」「ねぎ」（祢宜）「御子」「入道」「坊主」「堂坊主」などが見られる。さらにあとで問題にする「花王院」「花王」「花」「け」という肩書が散見される。

名請人一人当たりの所持高は、全体から他村からの入作分五一石を差し引いた一一九五石三斗六升で計算すると、三石八升一合となる。

表1 天正19年（1591）調月村の持高別農民構成

持 高	人 数	屋敷持	隣村からの入作
55～60石未満	1	1	0
50～55 "	1	1	0
45～50 "	0	0	0
40～45 "	1	1	0
35～40 "	1	1	0
30～35 "	1	0	0
25～30 "	3	1	0
20～25 "	0	0	0
15～20 "	7	3	0
10～15 "	8	0	0
9～10 "	3	1	0
8～9 "	5	2	0
7～8 "	7	3	0
6～7 "	13	5	1
5～6 "	17	3	1
4～5 "	13	3	0
3～4 "	20	7	1
2～3 "	38	5	3
1～2 "	65	13	14
1石未満	104	23	13
計	308	73	33

次に持高別農民層構成をみてみる（表1）。

持高五石未満の貧農層が二四〇人で、総名請人三〇八人の七七・九%を占めていた。実に入割に近い。とくに一石未満の極貧農層が一〇四人で、全体の三三・八%を占めている。五〇一〇石の中農層が六〇人で、全体の一九・五%、二〇石以上の富農層八人で、全体の二・六%であった。他村への出作りも考慮しなければならないが、検地帳でみるかぎり、当時の調月村は、貧農が圧倒的に多い村であったといえるであろう。

3 検地帳記載の「かわた」についての検討

この検地帳を最初に分析された渡辺 廣氏は、次のように述べている。少し長いが、この検地帳の「かわた」記載の分析には重要なので、そのまま引用する。

《平沼田村栢木垣内にくらべると、調月村添田皮田は、近世初期はるかに農民化していた。調月村の検地帳にも奥書に家数の記載はないが、屋敷は八筆あった。なお屋敷は分散しているように見える。検地帳に小字が記載されていないことがあるので断定は出来ないが先に述べた弘西村皮田と同じような集落景観であつたらしい。(中略)なお、検地帳の屋敷持の所持地を集計すると次のようになる。

藤	二	郎	五段四畝一二歩
善		介	二段六畝
与	左	衛門	二段五畝
孫	三	郎	一段八畝二三歩
与	三	右衛門	一段八畝一〇歩
七		郎	一段一畝七歩
助	二	郎	一段一畝

これらの屋敷持の所持地は、藤二郎を除いて狭小であつたから、紀州領にくらべて高野領の皮田は所持地が少ないように思われる、しかし屋敷地を持たない名請人に意外に大地主が居つた。このことの解明は高野領の検地

二郎	四郎	七畝
金右衛門	六畝八歩	
ちぶ太郎	五畝	
兵衛三	四畝	
孫介	二畝	
そろう太	二畝	

これらの無屋敷の名請人の性格はわからないが、その大部分は所帯主では無いと思われる。近世初期添田が部落であったと考えられないからである。なお飛びぬけた大地主である平八が屋敷が無いのは、どういうわけかわからないが、皮田として、屋敷が除地になっていたのかも知れない。いずれにしても皮田平八は異常な存在である。

なおこの検地帳には、かわたを、花・花波・花波多という風に記載している。この記載の仕方も紀州藩の検地帳には見あたらない。》⁽¹⁰⁾。

また、渡辺氏は、別の論文で「高野山領には、皮田部落（以下、『部落』とする）が二か所しかない。その二か所の部落の状況は、天正一九年（一五九一）の検地帳でわかる。伊都郡の平沼田村に屋敷が一、那賀郡の調月村に屋敷が八とある。」と述べている⁽¹¹⁾。

しかし、この渡辺氏の論述は、ほとんど間違いである。なぜなら、「花王院」（けおういん）という肩書を「かわた」と誤読され（「花王」は「かわ」とも読めるが、「院」は「た」とは絶対読めない）、その誤読に基づいて「花王」「花」の肩書を持つ名請人をすべて「かわた」と推論されたからである。「花王院」は、当時、地名であったの

か、寺庵名であったのかは不明であるが、旧調月村尼岡に「花王院池」（三九アール）があった⁴⁴。最近の地図にも、地名「調月」の近辺に「花王池」と「花王院池」の二つの池が載っている。また、肩書の「花」が「かわた」の「か」ではなく、「花王院」の「花」であることは同一の名請人の肩書として「花王院」と「花」および「け」と記されている場合のあることから、明らかである。

実際には、「かわた」の記載は、次の一例のみである。

「上畠 壹畝 壹升 大ッ かわた」

このように「かわた」には、一筆の屋敷地もなかった。したがって、「かわた」の屋敷地を八筆とするのは間違っている。また、同じ高野山領の平沼田村内の「かわた又九郎」は、渡辺氏自身が紹介されているように、一反六畝一五歩、「かわた祖父」が一五歩を所持していたので⁴⁵、「平沼田村栢木垣内にくらべると、調月村添田皮田は、近世初期はるかに農民化していた。」というのは、まったくの過誤である。

なお、「花王院」「花王」「花」の肩書を付された名請人の数は、三七人であって、渡辺氏がいうように二九人ではない。その他に、「け」の肩書を持った名請人が七人いるので、花王院関係者は、計四四人となる。

なお、三浦圭一氏も、「天正十三年には紀伊国において太閤検地が実施されており、その時『皮田』が設定された可能性がないわけではないが、明確には天正十九年（一五九一）、高野山領である『那賀郡調月村検地帳』と『伊都郡平沼田村検地帳』の検地帳二冊に『皮田』の記載がみられ、これが紀伊国における『皮田』公称の確実な初見である。」⁴⁶とされているが、両方の検地帳とも漢字で「皮田」とは記されていない、ひらがな（変体がな）で

「かわた」(可王太)と記載されているのである。

いずれにしても、調月村内の近世被差別部落に関する史料の初見は、この検地帳記載の「かわた」である。前掲のように、名請人の箇所に「かわた」と記されるのみで、名前は記されていない(ただし、「神主」や「かぢや」なども名前は記されていない)。検地時、「かわた」は、わずかに大豆一升(一畝)の畑を所持するのみであった。この村の名請人一人当たりの持高は、三石八升一合であったから、「かわた」は土地所持においては不利な状況にあったことがうかがえる。

なお、検地帳に「かわた」が一カ所しかでてこないということは、必ずしも一軒しかなかったことを意味するものではない。土地を所持していなかった「かわた」がいた可能性もあるからである(農業以外の仕事、おそらく皮革業およびその関連業などで生計を立てていたことも十分予想されるからである)。

最後になるが、私は太閤検地帳記載の「かわた」は、被差別身分の呼称であったと考証し、この時期の「かわた」が近世の「かわた」||「えた」身分、つまり近世被差別部落の起点をなすものと考えているが、その点については拙著^④を参照していただければ幸いである。そのような私の見地からすれば、高野山領においても、近世被差別部落は、天正十九年の太閤検地の段階で成立しはじめたものと考えられる(そして、他の多くの近世被差別部落のように江戸前期、一七世紀の中頃までには成立していたものと推量される)。

- 注
- (1) 『かつらぎ町史』近世史料編、第一九号文書。ただし、スペースの関係からだと思われるが、もとの検地帳の記載の仕方の形を崩して字名・等級・面積・石高・名請人の項目を設けて一覧表にしてある。
 - (2) 渡辺 廣『未解放部落の史的研究』吉川弘文館、一九六三年、第三章「紀州賤民史の諸問題」。「紀州藩における皮田部落の成立と展開」『和歌山の研究』清文堂出版、一九七八年。
 - (3) 三浦圭一「近世未解放部落成立期の基本問題」『歴史評論』第二六一号、一九七二年四月。のち『日本中世賤民史の研究』部落問題研究所、一九九〇年所収。
 - (4) 『和歌山県史』近世史料一、第二号文書。
 - (5) 『旧高旧領取調帳』近畿編、四五二頁。
 - (6) 『和歌山県史』近世、九八頁。
 - (7) 『紀伊続風土記』第一輯、七九一～七九四頁。
 - (8) 『日本庶民生活史料集成』第四卷、五二五頁。
 - (9) 渡辺前掲論文「紀州藩における皮田部落の成立と展開」二四九頁。
 - (10) 渡辺前掲書『未解放部落の史的研究』二八九～二九三頁。
 - (11) 渡辺前掲論文、二四九頁。
 - (12) 『調月村郷土史』一九三二年、一六頁。
 - (13) 『かつらぎ町史』近世史料編、第一九号文書。
 - (14) 三浦前掲論文「近世未解放部落成立期の基本問題」三七頁。
 - (15) 拙著『近世部落の成立と展開』解放出版社、一九八六年、第一・二章および補論一。『被差別部落の起源』明石書店、一九九六年、第二・三章。

〔付記〕

本稿は、和歌山県那賀郡桃山町教育委員会のもとに置かれた部落問題調査委員会に依頼されて調査を行い、その結果をまとめて一九九四年に提出した『部落史調査中間報告』に、多くを負っている。調査にご協力いただいた藤岡敏晴・中岡俊次・西宗紀・鳥淵弘子の四氏に感謝申し上げます。また、本稿で分析した、貴重な検地帳の閲覧・撮影にご協力いただいた高野山霊宝館の関係者の方々にも厚くお礼申し上げます次第である。

(五四)